

SLN *SOFTIC LAW NEWS*

(財)ソフトウェア情報センター

発行 専務理事 金井 二郎

編集 調査研究室長 石原 壽夫

No.19 1990.5.10

○ゼロックス社のアップル社に対する提訴を却下

-- ユーザ・インタフェースに関して --

I はじめに

II 裁判所の判断

SOFTIC (財)ソフトウェア情報センター 〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL(03)437-3071 FAX(03)437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター
1990
本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である
機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

ゼロックス社のアップル社に対する 提訴を却下

ユーザ・インタフェースに関して

1. はじめに

ゼロックス社は、昨年12月14日、アップル社に対し、アップル社が自社のものと主張しているユーザ・インタフェース（スクリーン表示）はゼロックス社が権利者であるという宣言的判決等を求める訴訟をカリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所へ提訴していた。（本誌17号）この訴訟は、アップル社がマイクロソフト社等をユーザ・インタフェースに関する著作権侵害で訴えていた事件と同じインタフェースが問題となっているためその帰趨が注目されていた。

これに対して裁判所は、本年4月11日、主に法律上の要件の判断からゼロックス社の6個の請求原因のうち5個を却下した。残された宣言的判決を求める請求についてもゼロックス社とアップル社との間には、ユーザ・インタフェースの権利者がゼロックス社であるという宣言的判決を求めうるだけの現実的な争いや責任問題が生じるおそれがないと判断した。ただし現実的な争いや責任問題の生じるおそれの存在については、裁判所が指示するスケジュールでさらにゼロックス社が主張証拠開示等を行った上で本年9月7日審理が再開されることとなった。

2. 裁判所の判断

- (1) ゼロックス社のSTARプログラムはゼロックス社が唯一の権利者であることの宣言的判決（アップル社のLISA, MACINTOSH FINDERにはこれと共通する部分があるため）について — 請求原因I —

アップル社は、ゼロックス社にもそのライセンシー（サン・マイクロシステム社、メタファー・コンピュータ・システムズ社）その他将来の見込

み客（潜在的ライセンサー）にも訴訟や請求を行っていない。ゼロックス社が、権利者であるという宣言的判決を求めうる前提となるアップル社、ゼロックス社間の現実的な争いや責任問題が生じるおそれについての主張や証拠がない。（前記のとおりゼロックス社はこの点の主張立証の機会が与えられた。）

(2) 著作権局に対する LISA, MACINTOSH FINDERの登録の抹消命令について

— 請求原因Ⅱ Ⅲ —

却下。裁判所がこのような命令を行う根拠がない。むしろ著作権局が登録抹消の権限を有する。

(3) 不正競争（州法）と不当利得 — 請求原因Ⅳ Ⅵ —

却下。ゼロックス社のこの点の主張は著作権の主張と等しい権利主張なので連邦法が優先する。またゼロックス社がいうアップル社の行為は（不正競争の要件となる）消費者に製品の出所等を混同させたり、偽物をつかませるというものではない。（すなわちゼロックス社は自分が権利者となる著作物の要素をアップル社が商品に組み込み不正使用したと主張したにすぎない。）

(4) 不正競争（連邦法） — 請求原因Ⅴ —

却下。(3)と同様にゼロックス社がいうアップル社の行為は（不正競争の要件となる）消費者に製品の出所等を混同させたり、偽物をつかませるというものではない。（すなわちゼロックス社は自分が権利者となる著作物の要素をアップル社が商品に組み込み不正使用したと主張したにすぎない。アップル社がゼロックス社の商品を自分の商品といているとゼロックス社が主張しているわけではない。）ゼロックス社は著作権侵害訴訟に持ち込むべきであった。

以上が今回の裁判所の決定の概要である。ゼロックス社が開発したとするスクリーン表示等のユーザ・インタフェースの著作物性や保護範囲についての判断はなされずいわば門前払いの決定となった。ゼロックス社がなぜ端的に著作権侵害に基づき差し止め、損害賠償等を求めアップル社を訴えなかったのか疑問が残るところである。